

多治見市条例第 39 号〔平成 21 年 12 月 15 日〕

多治見市市政基本条例の一部を改正する条例

多治見市市政基本条例（平成 18 年条例第 41 号）の一部を次のように改正します。

第 30 条の見出しを「( 是正請求制度 )」に改め、同条第 1 項中「市民からの市による権利侵害の申立てなど」を「市の行為などに対して是正を求める請求」に、「図る」を「図るとともに、市政の適正な運営に資する」に、「権利救済制度」を「是正請求制度」に改め、同条第 2 項中「権利救済機関」を「審査機関」に改め、同項第 1 号中「市民から申立てのあった市による権利侵害の申立てに基づく」を「是正請求がなされた」に、「勧告を行う」を「判断を述べる」に改め、同項第 2 号中「市による権利侵害の申立ての発生」を「是正請求」に改め、同条第 3 項中「権利救済機関」を「審査機関」に改め、同条第 4 項中「権利救済制度」を「是正請求制度」に改めます。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。